

# 建築基準法第 43 条第 2 項の規定による認定基準及び許可基準の一部改正に関する意見公募について

建築基準法第 43 条第 2 項の規定による認定及び許可の基準の明確化等を行い、運用の円滑化を図ります。つきましては、広く市民の皆様から意見を公募します。

## 1 改正の趣旨

法第 43 条第 2 項の規定による認定及び許可は、平成 27 年に許可基準を改正し、平成 30 年に認定基準を制度創設し運用をしてきましたが、さらなる運用の円滑化を図るため、基準の明確化や基準の構成変更、文言の整理等を行います。

また、令和 5 年 12 月 13 日に建築基準法施行規則の一部を改正する省令が施行され、認定対象範囲が拡大されたことに伴い、認定基準を改正します。

## 2 改正の概要

具体的な改正内容については、「新旧対照表」をご確認ください。

### (1) 空地を公的機関が管理する場合の取扱いの見直し **明確化**

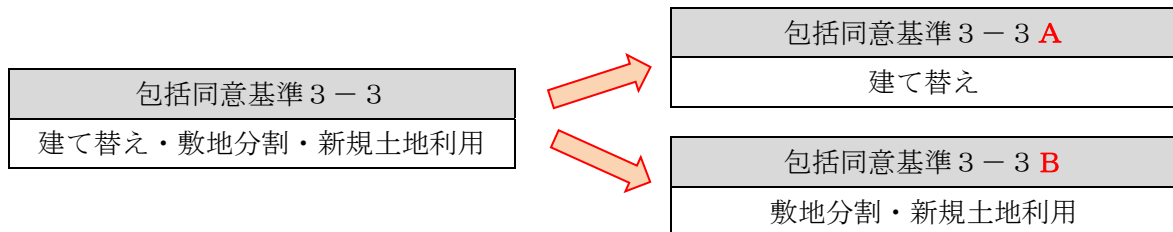
空地を公的機関が管理していた場合は、包括同意基準 1 及び 2 では管理者との協議を求める基準となっている一方、包括同意基準 3 - 3 以降では管理者との協議を求めない基準となっていました。運用上、いずれも管理者と協議をした上で許可を行っているため、運用にあわせてすべての基準で管理者との協議を求める基準とします。

### (2) 建築基準関係規定の適正化 **適正化**

現行基準では、『建築基準関係規定に適合すること』と規定されており、「認定・許可」と「建築確認」で、大部分が重複した審査となっていました。法第 43 条第 2 項はあくまで接道規定について認定又は許可をすることが趣旨であるため、『空地と敷地との境界線から 4 m 外側の線までの土地等を法の道路とみなすことにより適用される建築基準法令の規定に適合すること』と規定し直します。

### (3) 許可基準の構成の変更 **構成の変更**

包括同意基準 3 - 3 においては、建て替え、敷地分割及び新規土地利用についての規定が 1 つの基準にまとめられており、複雑な構成となっていたため、基準の構成の見直しを行います。



### (4) 建築基準法施行規則の改正による認定対象の拡大に伴う改正

令和 5 年 12 月 13 日に建築基準法施行規則の一部を改正する省令が施行され、運用実態を踏まえた手続の更なる合理化を図るための認定対象の拡大がされました。それに伴い、認定基準の一部の規定を改正後の建築基準法施行規則と合わせます。

### (5) その他

各基準における文言の整理や構成の変更等を行います。

### 3 改正の時期

改正：令和6年4月（予定）

施行：令和6年秋以降（予定）

※「建築基準法第43条第2項の規定による許可・認定ご案内」の改正とあわせて新許可基準・新認定基準を施行予定です。

### 4 意見公募要領

#### ■意見公募期間

令和6年1月29日（月）から令和6年2月27日（火）まで  
（必着、郵送の場合は当日消印有効）

#### ■意見の提出方法

別添の意見投稿用紙に氏名、住所、連絡先（電話番号または電子メールアドレス）をご記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- ① 電子メール      [kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp](mailto:kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp)  
横浜市建築局建築指導部建築企画課 建築企画担当あて
- ② FAX                045-550-3568
- ③ 郵送又は持参  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階  
横浜市建築局建築指導部建築企画課 建築企画担当あて  
（持参の場合は、平日8：45～17：15 ※昼休み12：00～13：00は除く。）

#### ■その他の注意事項

- ① いただいたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見公募結果公示をもって行います。「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ② いただいたご意見の内容は、氏名・住所・電話番号及び電子メールアドレスを除き、横浜市ホームページで公開します。
- ③ ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認といった本意見公募に関する業務にのみ利用します。

#### ■問合せ先

横浜市 建築局 建築企画課 建築企画担当 電話：045-671-2933